



総務課からのお知らせ

問 総務課 財政係 **25**476-1111(218)

◆平成 25 年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成25年度の健全化判断比率 ・資金不足比率を公 表します。

実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率	資金不足 比 率
_	_	10.0	39.4	_
(15.00)	(20.00)	(25.0)	(350.0)	(20.0)

) 内の数字は早期健全化基準。実質赤字比率、連結実質赤字比率、資金不足比率がないため『-』を 記載しています。

【実質赤字比率】

一般会計等を対象にした(大崎町では、一般会計で行う事業をいいます。)実質赤字の比率をいいます。

【連結実質赤字比率】

全ての会計(大崎町では、一般会計・国民健康保険事業特別会計・介護保険事業特別会計・後期高齢者医 療特別会計・公共下水道事業特別会計・水道事業会計をいいます。) の実質赤字の比率をいいます。

【実質公債費比率】

公債費(借入金の返済金)や、それに準ずるものの経費の大崎町の主な収入(標準財政規模といいま す。) に対する比重を示す比率をいいます。

【将来負担比率】

地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債をとらえた比率をいいます。

【資金不足比率】

公営企業ごとの資金の不足額の比率をいいます。

*早期健全化基準

財政の早期健全化を図ることとなる基準を示し、()内の数値以上になると、財政健全化計画の策定 などが義務づけられます。





~地方公共団体の財政の健全化に関する法律~

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、この比率に応じて、地方公共団体が財 政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定める ことなどにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。 算定した各指標は、監 査委員の審査を受け、議会に報告し、公表することとなっています。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条及び第22条)